

議会だより

おおやまざき



第59号

発行

平成24年3月1日

編集・発行：大山崎町議会 〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地 ☎(075) 956-2101

議場に国旗・町旗を掲揚

平成23年第4回定例会開会の11月29日、議場に国旗と町旗を掲揚しました。議長席に向かって左側に国旗、右側には町旗を掲げました。



国旗・町旗を掲げた議場

3月定例会の日程（予定）

―傍聴にお越しください―

2月24日	本会議（開会）
3月5日	本会議（一般質問）
6日	本会議（一般質問）
7日	総務産業厚生常任委員会
8日	建設上下水道文教常任委員会
9日	予算決算常任委員会
12日	予算決算常任委員会
13日	予算決算常任委員会
14日	予算決算常任委員会
16日	予算決算常任委員会
22日	本会議（最終日・採決）

※本会議と予算決算常任委員会は午前10時から、その他の委員会は午後1時30分開会予定

主な内容

こんなことが決まりました（審議結果）	2
採択された請願	3
一般質問要旨	4～10
各委員会視察・研修会	11
請願・陳情の提出方法	12

平成23年 第4回定例会

平成23年第4回定例会は、平成23年11月29日から12月19日までの21日間の会期で開きました。第4回定例会には町長から、今年度の一般会計補正予算案をはじめ、本会議最終日に追加提出された町職員の住居手当を引き下げる条例改正案を含む7議案が提出されました。各議案については、それぞれ関係委員会に付託し、慎重、詳細に審査を行いました。

12月19日の最終本会議では、町職員の住居手当を引き下げる条例改正案については賛成少数で否決となりました。その他の議案については、それぞれ原案どおり可決・承認しました。

また、今議会の一般質問は12月7日、8日の両日行い、1年の締めくくりとして、議員11名が質問を行い、江下町政誕生から1年が経った現在の、マニフェストの進捗状況や、来年度への抱負等、町長の考えを問いました。

平成23年第4回定例会（12月）の内容

一般会計補正予算の概要

第4回定例会では、2件の一般会計補正予算案が提出され、それぞれ原案どおり可決されました。そのうち、平成23年度一般会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ2億1,451万円を追加するものです。主な補正内容としては、乙訓土地開発公社への庁舎用地に係る元金償還の増額として約2億1千万円、木造住宅の耐震化推進のための改修事業費補助金等として約4百万円、保育所入所児童数の増加への対応として、大山崎保育所増築工事をはじめとする公共施設の緊急整備費として約1千2百万円をそれぞれ増額するものです。

また、平成23年度一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ1,782万9千円を追加するもので、国の施策への対応など、緊急性が生じた項目について、保険年金に係る住民税の還付として250万円、職員共済組合負担金等として約9百万円、緊急災害・減災事業として事業費約650万円をそれぞれ増額するものです。

町職員の給与に関する条例の

一部改正案（住居手当引き下げ）を否決

今回の改正案は、京都府、及び乙訓2市の住居手当の改正内容を勘案し、一般職員の持ち家に係る住居手当の支給月額の改定を行うため提案されたもので、持ち家に係る住居手当を現行の月額2千円から5百円に引き下げる内容です。

本議案は、総務産業厚生常任委員会で審査後、最終日の本会議で、賛成少数により否決されました。

反対意見では、「以前から、近隣自治体職員と本町職員の給与格差

こんなことが決まりました（審議結果）

【承認した議案】

▼専決処分の承認を求めることについて
（消防団員等公務災害補償条例の一部改正について）

【原案可決した議案】

▼災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
▼廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

▼平成23年度一般会計補正予算（第4号）

▼平成23年度一般会計補正予算（第5号）

▼平成23年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

▼専決事項の指定について（議員提案）

【否決した議案】

▼町職員の給与に関する条例の一部改正について

【採択した請願】

▼JR・西国街道交叉地点、北側のミラー取り替えに関する請願書

▼私立幼稚園保護者負担軽減並びに幼児教育振興助成に関する請願書

【不採択とした請願】

▼子どもたちの命と健康を守り、快適な教育環境の実現に向け、教育条件の改善を求める請願書

▼障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願書

▼国民への負担増をあらたに強いる「社会保障・税一体改革成案」に反対し、社会保障の充実・改善を求める意見書送付を求める請願書

【不採択とした陳情】

▼大山崎町第3保育所「給食調理・一部民間委託」の4月実施を見合わせる陳情書

がある中、むしろこの時期にその差を埋めるべきであって、今回の住居手当の減額という処置には整合性がない」というものがあり、賛成意見では、「周辺地域の動向や、本町の将来負担比率の現状等の背景から、職員には負担を強いることになるが仕方ない」というものがありました。

2件の請願を採択

今定例会では、町民の方から、5件の請願、1件の陳情が提出されました。各請願・陳情はそれぞれ関係委員会に付託され、慎重審査のあと、本会議において2件の請願が採択されました。採択された請願の内容については、次ページをご覧ください。

2件の請願を採択しました

私立幼稚園保護者負担軽減並びに 幼児教育振興助成に関する請願書

請願の要旨

1. 私立幼稚園保護者の教育費負担軽減のために、保護者助成金を現行の月額3千4百円から月額1万円を目標に計画的に増額していただきたい。
2. 少子化対策として、第2子・第3子を社会で育てようという観点から、第2子・第3子の入園料補助をしていただきたい。
3. 私立幼稚園の設備助成金を大幅に増額し、地域に貢献する特色ある保育を進めるための運営費についても助成をお考えいただきたい。
4. 地域の幼児教育センターとしての機能を期待されている幼稚園に対して、その働きを支えるために、何らかの財政措置を行っていただきたい。

請願の理由

保護者への助成金の意味

学校教育法の改正は、最近の「学校」として幼稚園を位置づけ、幼児教育の必要性を更に強調するようになりました。各政党も、幼児教育の無償化を、マニフェストで主張するなどの動きを考えると、市町村レベルでの助成金の増額は、時代の流れだと考えます。経済的な負担を社会が幾分かでも担ってくださることによって、保護者は、子育てへの安心感を増します。この安心感は、少子化の歯止めになるものと考えます。

幼稚園への助成金の意味

地域の教育力と家庭の教育力の低下が叫ばれて久しいです。文部科学省でも、それらの教育力の向上を図ることを「アクションプラン」によって、呼びかけています。幼児教育においては、幼児教育の専門機関であり、学校教育法で「学校」種の最初に位置づけられた幼稚園を支え、幼児教育センターの担い手たる幼稚園を助成することによって、地域の教育力と家庭の教育力の向上を図ることができるものと考えます。

JR・西国街道交叉地点、 北側のミラー取り替えに関する請願書

請願の要旨

JR・西国街道交叉地点、北側（長岡京行き方面）に設置されている反射鏡を既存のものから、左右の道路状況を的確に把握できる、広視野のミラーに取り替えて頂ける様、ここに請願いたします。

請願の理由

1. JR・西国街道交叉地点は狭小道路の反面、交通量は多く、円明寺佃など西からJR沿いに西国街道本線に合流するとき、車内から見るミラーの位置が左右とも、視界を確保するには適切ではなく、特に南から来る車、自転車、自動二輪車が、JR高架下の暗いトンネル部分も加わり把握しづらい。このため、既存の円形型ミラーでは、この地点の交通状況が把握しづらいと思われます。
2. 車内から見るミラーの視野と、歩行者・自転車から見るミラーの視野は、同じものでありながら、前者の方が周囲の交通状況把握に集中しなければならない。また、後者を守る義務も負っていると考えると、明らかに既存のミラーでは、状況把握が不十分だと思われます。
3. 西国街道で最も道路幅が狭小な地点に、朝の通勤・通学が重なりT字型特有の渋滞もあり、根本的な渋滞緩和策が本来は必要ですが、ミラーを横型のパノラマタイプに換装するだけでも、随分、ドライバーストレは軽減されるところと考えます。更に、JR高架下の暗いゾーンには、白色灯設置、若しくは壁面を白色に塗布するだけでも、南側から来る車などの交通状況把握が行いやすくなると思われます。



請願により取り替えられた横型の広視野ミラー

乙訓市町議会議長会 議員研修会に参加

1月26日、ホテル京都エミナースで、乙訓市町議会議長会主催による「乙訓市町議会議長会議員研修会」が開催され、全議員12名が参加しました。この研修会は、乙訓2市1町の議員が一同に会し研修を行うものです。今年度は、弁護士の内村和朝氏による「渡る世間は詐欺ばかり」と題した講演を受講しました。

町政を問う

一般

質問

12月定例会では11議員が一般質問に立ち、当面する町の課題について、考えをいただきました。

質問と答弁の内容を要約し、お知らせします。

一部要旨

小泉 満議員

問「DENMEIマニフェスト」の進捗状況について
答 細項目ごとに実施、計画を進めている

問 「DENMEIマニフェスト」(平成23年度～26年度)について、それぞれの項目ごとの進捗状況を問う(1)4年間で実施する主な政策(2)2市1町の広域行政に取り組みます(3)「大山崎モデル」安全で安心できる町づくり(4)子供を健やかに育てる町づくり(5)マニフェスト実現のための、新たな財源の確保について。

答 (1)①消防署横の跨線橋道路の上下通行Ⅱ本年5月に京都府警察本部交通部交通規制課と協議。今後、京都府への事業実施、及び促進に向けた要望を行う②安全で憩いのある公園の整備Ⅱ現在は、公園外周の植栽の間引きを行っている。新たに建設する「中の池公園」や「にそと高架下公園」なども整備すべく、計画を進めている③天王山の竹林を再生するための農道整備Ⅱ天王山周辺森林整備事業に加え、本年度から京都府の治山事業が字大山崎小字仲山地内で始まり、4カ年の整備予定であり、完了後、設けられた作業道を農道として活用する予定④公民館、長寿苑、保健センター、保育所などが同居する複合型施設の整備Ⅱ施設整備検討プロジェクトを立ち上げ、早急に検討したい⑤国宝などを活かした観光客の増加Ⅱ商工会や大山崎ふるさとガイドの会などとの協力・連携において様々な取り組みを進めている⑥事業仕分けを行い、ムダを排除Ⅱ平成24年1月に2日間、公募を含む5人の評価員による評価を実施(2)①水道事業の広域化Ⅱ町水道事業懇談会を立ち上げ、議論いただいている②教育文化行政の広域化について。図書館の共同化Ⅱ引き続き協議。埋蔵文化財事業の共同化Ⅱ可能な範囲での共同化を図る③福祉行政の広域化について。国民健康保険事業の共同化Ⅱ平成30年度を目標に、京都府全域での広域化が進行中。保育所の共同化Ⅱ阪急新駅の開設による人口動態等も勘案した上で、

高木 功議員

問 職員の業務遂行におけるコンプライアンスは答 不祥事を受け、今後、住民の皆さんからの信頼回復に努める

問 職員の法的判断能力、並びに育成について、どのような取り組みをされてきたのか。
答 平成22年度には、「大山崎町職員等の公益通報等に関する要綱」、及び「大山崎町職員倫理規程」を制定し、全職員に周知を行った。また、本年4月

今後の検討課題である④財政の健全化Ⅱ将来の合併をにらんだ上での、2市1町の広域行政の取り組みを推進する中で、必然的に図られていくものと考えている(3)町内循環バスの導入Ⅱ先進例の研究、導入可能な形態・運営方法を検討中。平成24年度に社会実験等による運行を試行25年度に、効果的な活用が図れると判断したものから導入予定(4)①病児保育など多様な保育の導入Ⅱ従来からの一時保育、延長保育等に加えて、本年度から、病児・病後児保育について、利用料の助成制度化②ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、及び小児用肺炎球菌ワクチンの費用の援助Ⅱ現在は、国の基金事業として接種費用の全額を助成③中学校への学校給食の導入Ⅱ学校

には「コンプライアンス行動指針」を策定し、遵法精神の醸成を図ってきた。しかし、こうした取り組みにも関わらず、本町職員による不祥事案が相次いで発生し、住民の方々に多大のご迷惑をおかけしたことは、誠に遺憾である。今後は、職員自身

職員、及び教育委員会職員の問で、給食の実施に係る課題等について協議中。来年度に方向性を固める④小学校のトイレの改修Ⅱ両小学校体育館のトイレは、本年度の耐震工事に伴い、また、第二大山崎小学校の管理棟1階のトイレは、障害のある方も利用できる多目的トイレに、それぞれ改修済。なお、両小学校の校舎のトイレについては、来年度以降の改修工事の実現に向け、現在設計中(5)業務効率アップによる総人件費の抑制、町施設運営の民間委託、町有財産の売却と有効活用Ⅱ(「仮称」新行財政改革プラン骨子案)の実施計画などの策定に合わせて実施する。その他、「防災の取り組みについて」、「JR山崎駅整備、KIOSK(キヨスク)閉店跡地の活用方法について」などの質問がありました。

【第3保育所】

給食民間委託について

問 (1)なぜ今、給食民間委託に踏み切ったのか。また、なぜ

第3保育所なのか？担当職員が、保育所保護者会に対し説明会を実施されたとのことだが、そこでどのような意見が出たか。

答 (1)今回の保育所給食業務の一部民間委託の実施理由については、町全体の行財政改革の一環として、経費の縮減とサービスの維持向上を図るために実施するものである。なぜ今なのかという点については、今年度末に保育所正規調理員が1名定年退職を迎えることとなっており、その補充を行わず、その後の体制上の観点から、総合的に判断を行ったものである。また、なぜ第3保育所かという点については、率直に調理規模を判断基準とし、慎重を期するため、調理員一人当たりの調理食数が最も少なく、最も負担が軽い第3保育所を選定した(2)食の安全確保について、幅広くご意見が出されたところであり、また、スケジュールに対するご意見や、町全体に対するご意見として、削減ばかりでなく、町の特性を生かしたアクションを起こすべき、といったご意見も承った。

【食物アレルギーについて】
問 (1)食物アレルギー対策の現状と取り組みについて(2)医療機関と、保育所・学校との連携について。

答 (1)保育所給食において、アレルギーをお持ちの児童に対しては、まず、0歳児の離乳食の児童については、アレルギー源となる食物を完全に除去した給食を提供している。次に、1歳児～5歳児までの児童については、月末に翌月の食材入りの献立表、これに調理工程で除去可能なものを予め表示して提示し、保護者からご希望がある場合には、当該食材を除去し、給食を提供している(2)保育所に新たに入所される場合、アレルギーをお持ちの児童については、「食物アレルギーについての調査票」を必ず、ご提出いただいている。また、当該児童が食物アレルギーに関して医療機関を受診する都度、毎回、アレルギー食に関する変更の有無を医師から指示を受けることとしており、状況の変化にも即時に対応可能な体制を確保している。

【大山崎ジャンクションについて】
問 当時の町政のジャンクション設置に伴う税収減対策は何か。また、現町政において、ジャンクションによる税収減対策は何か。

答 特別交付税の要望項目の1つとして、固定資産税相当額の減収分について毎年度要望してきており、現町政のジャンクション建設に伴う税収減対策についても同様である。また、当時、国・日本道路公団に対して、想定される税収減に対する補償を申し入れた事実はない。

【東北の震災「ミ」処分について】
問 乙環での震災ゴミの受け入れについて、町長のお考えは。

答 現段階では受け入れを行う考えはない。本町としても、放射性物質の付着が懸念される廃棄物の受け入れ処分については、運搬経路の安全性も含め、慎重に対応すべきであると考えている。

【放射能測定機器について】
問 町にも数台の簡易タイプの機器は必要と考えるが。

答 町で測定機器を整備することについては、性能や運用方法を考慮した上で、検討したい。

【不祥事の多発について】
問 町における諸規定の見直しについて、検討するのか。

答 責任を真摯に受け止め、諸規定を再度徹底し、コンプライアンスの徹底・強化を図るとともに、不祥事の再発防止に努めたい。

【鏡田18の1の現状公園のよう未放置の空地について】
問 鏡田18の1の公園の利用、及びJR高架下を公園への通路とすることについて、どうお考えか。

答 鏡田連合自治会、及び自主防災組織から、1つ目に「新幹線下に公園までの歩道を整備すること」、2つ目に「公園整備後は、遊びの広場、及び防災活動広場として開放すること」、3つ目に「防災資機材等の倉庫の設置を認めること」とのご要望を頂いたこともあり、存続・整備したい。公園の利用にあたっては、新幹線高架下を使って公園進入路を確保できるように、JR東海旅客鉄道と占用協議を行っていきたい。また、公園整備については、広さが十分でないという制約もあるが、公園に防災資機材等の倉庫の設置も含め、再整備の内容について

波多野底砂議員

問 町長公約の「乙訓は1つ」について
答 期が熟した段階で具体的に進めたい

問 「合併の推進、住民投票の仕組みを作る」について、町長の熱意を尋ねる。

答 行政効率の観点からも、2市1町の合併を推進することが必要だと考える。市町村合併

については、相手先との関係、また、本町住民からの議論の盛り上がりが必要な要素である。今後、合併とその他の住民投票については、期が熟した段階で具体的に進めたい。

【町財政について】
問 歳入増の方策の有無と内容を探る。

答 「(仮称)新行財政改革プラン骨子案」で触れているとおり、改革プランの項目の1つと

地域の皆さんのご理解を得ながら計画していきたい。

【長岡京市との図書館の相互利用について】

問 具体的にいつからか。

答 教育長 実現は難しいとの感触を得ているが、引き続き協議していく。

その他、「中学校敷地の一部売却交渉について」、「中学校旧

岸 孝雄議員

問 江下町政誕生から1年が経つが、最大の変化は何であったか
答 京都府・乙訓2市との連携が円滑に進み始めたことである

問 (1)江下町政誕生から1年が経過したが、この1年を振り返って、町政において最大の変化は何であったか(2)2年目に入るにあたっての重要課題は何であるとお考えか(3)3月11日の震災以降、財政面での大きな環境の変化が生じることが予想されるが、この変化について、どのような対処メニューを検討されているのか。

答 (1)最大の変化は、京都府及び乙訓2市との協調・連携が円滑に進み始めたことであると考

えている。京都府との協調であるが、例えば、去る10月2日に、「知事と町長とわいわいミーティング、大山崎町について語ろう」が開催され、知事と町民の皆さんとの間で、活発な議論が交わされ、府と町の協調の復活を実感できる催しであった。また、去る11月24日には平成24年度の京都府への予算要望活動を実施し、多くの理事者に、町の現状と課題について理解を求めることができ、これも府と町の協調の成果であると

考えている。乙訓2市との協調・連携についてであるが、2市1町による京都府営水道（乙訓系）の供給料金等に関する要望書を共同提出するなど、協調・連携を図っているところである(2)行財政改革プランの策定・推進だと考える。また、各種防災対策の更なる強化や町水道施設の耐震化への取り組みなど、安心・安全なまちづくりに向けた対応が重要な課題である(3)具体的な変化が読み切れない現段階においては、来年度の予算編成に関し、事務事業外部評価の実施をはじめとした、事務事業の見直しの中で、効率的な行財政運営を図っていきたい。

【本町のまちな活性化の方向性について】

問 (1)本町の財政構造上、個人住民税の確保が重要な課題の1つであると考え。本町が有する地理的な優位性や、今後更に拡充される交通網を武器として、労働人口を増加させることが重要と考えるが、中長期的なまちづくりの計画において、こ

校舎解体時のアスベスト処理について」、「円明寺若宮前の旧浄化槽跡地売却予定について」などの質問がありました。

の点についてどのようにお考えか(2)本町のソフト面、ハード面における「強み」は何であるとお考えか。

答 (1)大山崎町第3次総合計画第3期基本計画、第2章三代定住化に向けての体系的で安全な都市・生活基盤づくりにおいて、住宅市街地の整備を進めることとしている。京阪間に位置し、京都第二外環状道路とその側道等の整備、阪急新駅の開業と更に利便性が向上する本町においては、農地・山林等の保全を図り、自然環境と調和の取れた市街地形成を図ることにより、若い世代の流入、定住につながるものと考え、都市計画の見直しを進めていきたい。また、阪急新駅の設置に伴う住宅宅地需要の高まりを活用し、円明寺が丘団地等、集合住宅の建て替えに関する事例や手法の検討を進め、考えられる課題に対する支援策を検討していきたい(2)本町は西に天王山、東に桂川があり、彩り豊かな自然がある。また、華やかな歴史の舞台

安田久美子議員

問 保育所給食の民間委託について
答 設置主体が本町である限り、保育所の「公立」は守られている

問 (1)第3保育所の給食の民間委託が実施されようとしているが、町長は、3つの保育所の公立維持を公約に当選された。公立という定義をどのように考えているのか(2)第3保育所の給食の民間委託は、以前からの計画もないのに突然の発表であり、保護者としても心配するのは当然である。見合わせの署名も4千筆以上集まっている中で、今回変更があり、7月実施といわれている。期間を延ばすだけで問題が解決し、何が改善

されると考えるのか(3)町長は、給食を保育の一環として捉えているのか。特に乳幼児の食育には行政が責任を持つことが最適であり、ここに保育所の果たす役割が大きいと考えるが(4)小学校では現に調理部門の民間委託が実施されているが、保育所はよりウエイトが高いと考えているのか(5)今回の民間委託は、正規職員の退職により、経費削減のため給食の民間委託を実施するとしているが、どれだけの削減とみているのか。集中改革プ

であったことから、他の地域にはない豊かな個性を誇り、これが本町の強みであると考え。また、JR東海道線、阪急京都線、名神高速道路、京滋バイパス、国道171号線、更に京都第2外環状道路とその側道等の整備、阪急新駅の開業と、利便性が向上する交通インフラも本町の強みである。今後、地域の自然や歴史文化に学びながら、郷土への愛着を育むふるさとづくりを進め、地域個性豊かなまちを創り出していきたい。

その他、「安心・安全のまちづくりについて」の質問がありました。

ランでは5千万円とし、総コストを削減するため1園の民営化が提案されていたが、今回の提案ではほとんど削減効果がなってしまう。中期的に見ると差が大きくなると言っているが、何年後にどれくらい差になるのか。また、委託での新たな投資はかからないのか。

答 (1)「公立」とは学校その他の営造物について、地方公共団体が設置主体となっていることを表すものとして用いられる、とされている。「公立」と

いう用語に関する私の認識も全く同様である。したがって、保育所の設置主体が本町である限りにおいて、保育所の「公立」は守られている(2)私としては、実施する上で解決しなければならぬ大きな問題はないと考えている。ただ、保護者の「ご心配」を払拭するため、第3保育所で保護者説明会を開催するなど、皆さんの理解を求める努力を続けているところである(3)保育と給食は一体不可分であると認識しており、今回の給食業務の一部民間委託の実施により、それが切り離されるとは考えていない。なお、食育の取り組みについては、従来から町の栄養士が中心となって、各種の事業を展開しているところであり、今後も同様に行政の責任のもと、行っていく考えである(4)どちらの給食も大切であり、比較することは考えていない(5)短期的な財政効果については、委託経費が最終的に入札行為で決まることになるため、数値をお示しすることはできない。中長期的にみた場合の財政効果については、現状の体制を継続した場合、そのコストは緩やかでも上昇を続けると見込まれる。一方、民間に委ねた場合は、コストが大きく変化することなく、将来の園児数の増減等にも柔軟に対

応できるなどのメリットがあると考えている。なお、委託開始に伴う新たな設備投資は現時点において考えていない。

【循環バスについて】

問 循環バスについての進捗状況

山本圭一議員

問 非常備消防機関「消防団」について
答 住民の生命・財産を守るため、消防力の維持に努める

とこれからの取り組みについて尋ねる。
答 現在、「京都大学低炭素都市圏ユニット」との共同研究により、先進例の研究、導入可能な形態、運営方法の検討を行っているところである。今後、現

状の交通事情の調査を含めて、検討を重ね、平成24年度には、社会実験等による運行を実施し、翌25年度には、効果的な活用が図れると判断したものから導入していきたいと考えている。

問 (1)火災や風水害等の災害、有事の際には、非常勤の地方公務員として消防業務に従事する消防団。本町の消防団の在り方について、町長の所見を伺う(2)団員確保の具体的な取り組み状況を聞く(3)平成22年1月に当時の消防団長が提出した「第二分団詰所の建設について」の要望書にもあるように、消防車両2台を同一場所に設け、安全管理の確保、召集場所の一本化による迅速な災害対応ができる指揮連携の強化、消防力の強化に繋がるような施設整備について、どのようにお考えか(4)年度計画に基づき適正な車両更新をされてきているが、今後の整備の整備指針を聞く(5)以前は中学校前の多目的広場を利用し、団活動に取り組んできたが、二外道路整備に伴い活動場所がなくなってしまった。消防力の低下を招いてしまわないよう、活動場所の確保が必要と考えるが。

答 (1)住民の方々の生命・財

産を守るために、消防団組織の体制整備と機能充実にについて、常に配慮しなければならないと認識している(2)町広報紙に消防団員募集の記事を掲載し応募を呼びかけるとともに、現消防団員の皆さんの力をお借りして団員確保に努めている。また、平成22年の秋から、消防団員入団資格を「大山崎町内に居住する者」から「大山崎町内に居住又は勤務する者」に広げ、より広く募集しているところである(3)今後、消防団としての役割を十分に果たしていただけるよう新たな詰所の整備を図っていきたい(4)阪神・淡路大震災や東日本大震災の災害対応などの教訓から、消防車両の更新については、放水ポンプ以外の機能について

ていきたい(5)消防団の消防力の維持を図るためには、訓練場所の確保が重要なことと認識している(6)今後、十分検討していきたい。

【行政運営の根幹である 財政について】

問 (1)今回提出された「(仮称)新行財政改革プラン骨子案」のうち、次の各項目別に伺う①事務・事業の再編について②民間委託の推進について③定員管理・人事管理の適正化について④給与の適正化について⑤経費削減等による財政運営の確保について⑥町の遊休地等の売却や資産の有効活用について⑦受益者負担の適正化について⑧情報共有のまちづくりについて

答 (1)真に必要な行政サービスの選択と集中を住民の目線

加賀野伸一議員

問 町体育協会のNPO法人化について
答 NPO法人化は、体育協会が主体的に判断される問題である

問 江下町長のマニフェストでは、「町体育館の民間委託」

を平成24年度に検討・準備、25年度に一部実施、26年度に実施

となっている。そこで、その機会に体育協会そのものをNPO

で行うための手法として「事業外部評価」を実施。その評価結果を参考に、より効率的な行政運営を推進していく(2)公共施設の運営そのものを民間委託あるいは指定管理制度の活用によってサービスの向上と経費削減を図ろうとするものである。今後、公共施設についても順次進めたい(3)今後は、人材育成と職員の意識改革に重点を置いて取り組んでいこうとするものである(4)各種手当等について、更なる見直しを進めようとするものである(5)ペーパーレス化の更なる促進や、光熱水費を削減するための取り組みを更に推進するものである(6)旧庁舎敷地の処分を早急に実施していくとともに、老朽化した公共施設の更新、改修を進めながら新たな活用を図っていくとするものである(7)主に町税の見直し、保育料の見直し、学童保育保護者協力金の見直しを実施することで、歳入・歳出のバランスを適正にしていこうとするものである(8)インターネット利用を更に促進するために、本町が取り組むべき内容を検討している。

法人化し、体育協会に町体育館の管理運営と町内の体育振興を委託することを提案する。

答 教育長 公の施設を民間の運営に委ねる制度である指定管理者制度を活用した施設運営については、施設の管理をそれぞれの施設の設置目的や運用方針に沿って最も適切な管理が行える者に委ねるもので、施設利用者サービスの向上や業務の効率化、経費の節減等が期待されることから、本町でも町体育館をはじめとする関係施設における同制度の導入を検討しているところである。施設利用に伴う使用料収入のほか、催しの開催などによる事業収入が大きな施設の運営財源になると考えられる中で、現在の町体育館が稼働率等の面でそうした条件にあてはまり、民間事業者をはじめとする法人組織などが、指定管理者となっていたかどうかだが、まずは大きな課題の1つである。例えば、町体育協会がNPO法人化され、こうした指定管理者の候補になっていたことは可能と思われるが、NPO法人化については、体育協会が主體的に判断される問題であると考えているところである。

【保育所給食の安全性について】
問 第3保育所の調理部門を業者委託することについて、乳

幼児への給食の安全は確保されるのか。

答 今回の第3保育所給食業務の一部民間委託については、「請負」により実施することとしており、業務委託の範囲については、給食業務のうち、「調理」と洗浄等の「後片付け」、及びそれらに付随する業務に限定することとしている。したがって、献立の作成や食材の発注・購入等は引き続き、町で責任を持つて行うため、町立保育所3園における同一食材・同一献立は従来と何ら変化はない。委託実施後においても、保護者の意見を伺う機会を設けるなど、より良い給食となるよう努める。

【コミュニティバスについて】
問 検討課題や調査項目が多々考えられるが、現在の進捗状況を伺う。

答 このコミュニティバスは、少子高齢化などにより、外出や家庭外での活動が困難になっている人々に対して、新たな地域公共交通を整備し、町を活性化しようとするものである。現在、「京都大学低炭素都市圏ユニット」との共同研究により、先進例の研究、導入可能な形態・運営方法の検討を行っているところである。今後、現状の交通事情や住民ニーズの調査等の検討を重ね、平成24年度

には、社会実験等による運行を実施し、翌25年度には、効果的な活用が図れると判断したものをから導入していきたい。

【公民館活動の活性化について】
問 公民館サークルの各種団体活動は、活発に活動している。サークル活動の更なる活性化の

朝子 直美議員

問 「大山崎町第3次総合計画第3期基本計画」では、重点プロジェクトとして、「町民と行政の協働の仕組みづくり」を掲げ、「ひらかれた行政により、ふれあいと信頼を築く」ことを課題としている。このことを実現するためには、「住民合意」を基本に据えることが大切であると考えている。しかし、第3保育所の給食の一部民間委託については、この方針から逸脱し、強引に進めようとしたため、住民の町政への信頼を損なうこととなっている(1)町長にとって、町政運営において「住民合意」はどの程度の重みを持つものか(2)「水道事業懇談会」や「外部事業評価」などよりも、「タウンミーティング」を多く開催し、直接、多くの住民の声を集約するほうが「町民と行政の協働の仕組みづくり」にふさわしいのではないかと。

ために、備品を充実していただくよう提案する。

答 教育長 中央公民館本館は昭和47年に、別館については昭和57年に開館し、どちらも経年による建物の老朽化が激しい中で、予算の範囲内での施設や備品の維持管理に努めている。

問 住民合意から逸脱した保育所の一部民間委託について
答 京都府と協議し、府営水道受水料金の平準化を要望していきたい

答 (1)・(2)保育所給食の一部民間委託については、保護者の皆さんに、町の方針をお示しし、現在は、更に具体的な委託方法について説明させていただいているところである。また、直接多くの住民の声を聴く手段として「タウンミーティング」は有効であると考えているが、「水道事業懇談会」や「外部事業評価」についても、住民目線の意見を取り入れるため、町民の皆さんの参画をお願いしており、大切な意見をいただく場であると考えている。

【学童保育(留守家庭児童会事業)の充実について】

問 (1)町長は、昨年の12月議会の「建設上下水道文教常任委員会」で、総人件費の削減方針に基づき「留守家庭児童会事業」の外部委託化もあり得ると答弁したが、具体的に検討しているのか(2)現在、正規職員並みの賃

サークル活動の更なる活性化についても、公民館の役割の中で、意義あることと考えるので、活動に必要な施設備品の整備については、予算の範囲内で、対応していきたい。

金を保障されている指導員が、再来年の3月を皮切りに、順次定年退職を迎える。本来、事業の継承・発展のためには、指導員の安定確保が重要であり、計画的な正規職員の雇用が必要と思われるが、いかがか(3)「なかよしクラブ」の建物は大変古く、子どもたちが安全に過ごすにはふさわしくない。10年以上前から建て替えの要望が出されており、議会に提出された陳情も可決されている。早急に何らかの対策を講じる必要があると考えるが、町としての見解はいかがか(4)現在、国からの補助金は、民間保育所への補助金と比べても子ども一人あたりの額が大変少ない。社会的役割からすれば、同程度の補助があつて当然であると考えている。ぜひ、国に要望して欲しいが、いかがか。

答 教育長 (1)委員会での町長答弁の内容は、「学童保育の

在り方について将来構想を議論する場を持ちたい」とし、人件費を含めた事業運営について述べたものと考えている。現在のところ、留守家庭児童会育成事業に関して、具体的に検討しているものではないが、運営の在り方については見直しを行う必要があると考えている(2)現在、本町の留守家庭児童会育成事業

森田 俊尚議員

問 町長公約「コミュニティバスを走らせる」について
答 本町の財政状況等を考慮しつつ、任期中の実現に向けて努力する

問 (1)コミュニティバス構想は、町長の議員時代の構想であるのか。つまり、実効性のある構想であるから、あえて町長公約として掲げられたものなのか

(2)マニフェストは、「生活道路を整備し、町内を循環するコミュニティバスを走らせる」というものである。幹線道路網や新駅のインフラ整備が隣市主導で進む中、本町の道路網の整備が果たしてそれらの整備事業とリンクしているのか。「町内を」として、町単位でコミュニティバスを走らせるだけのキャパシティが整えられるのか(3)マニフェストには、続いて「病院や公民館に通いやすくなる」という文言がある。町内の駅や路線バス停への送迎を想定しているものと思われるが、むしろ直接隣市の総合病院やホールへの送

迎を期待されると思われる。となれば、「町内」というキャパシティとの整合性が図れるのか(4)隣市でのコミュニティバス事業状況を伺うと、本町で取り組むにはあまりにも諸条件が整っていないように思う。導入計画のためのグラントデザインを聞く(5)この公約をどのタイミングで実現されるのか、町長としての本意をお聞きのする。

答 (1)・(2)このコミュニティバスについては、少子高齢化などにより、外出や家庭外での活動が困難になっている人々に対して、新たな地域公共交通を整備し、町を活性化しようとするものである。町内におけるインフラ整備との関係については、現在、「にそと」をはじめとする幹線道路網の整備や、阪急新駅の建設が進んでいるが、

引き続き、現在の施設における保育の安全に努めながら、建て替えの計画について検討していきたい(4)本町の留守家庭児童会育成事業は、「放課後児童健全育成事業」として、国から補助金を受けているが、今後とも補助金制度の充実を国・府に要望していきたい。

コミュニティバスの導入については、これらインフラの整備により、その効果は、一層増すものと考えている(3)マニフェストは、病院に通いにくい等の声に応えようとするものであり、例えば長岡京市にある済生会京都府病院へ通うには、乗り換えが

堀内 康吉議員

問 議会ごとに答弁が後退、町長は公約を軽視しているのか
答 何ら公約に反することはしていない

問 水問題に関しての答弁は、議会ごとに後退している。例えば、「更なる値下げを」から「これ以上の値下げはできない」、「現状の地下水利用は維持する」から「水道事業懇談会の意見も聴いて考える」など。また、保育所に関しても、「公立3園の存続」を掲げながら「給食の一部民営化」など、公約が軽んじられている(1)町長の「公

必要とも考えられるが、この様なことについては、広域化も視野に入れて、検討していきたい(4)・(5)導入までには、本年度中に調査・検討を行い、平成24年度には社会実験等による実証実験を行い、25年度には、実現性のあるものから導入としているが、選挙公約は、町の財政状況等を考慮し、本年度すぐに実施するもの、本年度に調査研究を行い、次年度から実施するもの等様々であるが、任期中の実現に向けて努力する。

【コミュニティが活動する場として不十分な地域への
改修・改善について】

問 地方自治体は小さな単位のコミュニティが寄り集まり、総合的に活性化・合理化、または統廃合・整理するなど、絶え

ず活動している。つまり、これらのコミュニティの活動こそ地方自治体そのものといえる。まだ地域によってはコミュニティが活動する場として不十分な地域がある。今後どのように改修・改善されるのか。

答 地域にコミュニティ施設を持たない自治会・町内会からは、設置に対する要望が寄せられている。集会所の新築建設機運が高まった平成3年には、「大山崎町ミニ集会所建設等補助金に関する交付規則」が設けられた。近年は、厳しい経済情勢から、新築については難しい情勢であるが、可能な限り制度が活用される様、PRに努め、コミュニティを深められるよう、町としても支援していきたい。

約の定義」とはいかなるものか(2)6月議会答弁、「意見を聴いて考える」を撤回し、3月議会を表明すべきと考えるが。

答 (1)・(2)「公約の定義」についてであるが、首長選挙において、候補者自身が当選後の実行を事後検証が可能な形で約束したものが公約であると理解している。当然、私の公約につい

ても、可能な限り、その達成に努めるべきものと認識している。そこで、水道料金の値下げについては、平成23年4月から京都府営水道の供給単価の値下げをしていただいたことから、本町の受水費の負担減に伴い、町民負担の軽減をはかるため、水道料金を平均改定率3・9%値下げさせていただいた。本町の水道事業の厳しい経営状況の

中で、選挙公約である料金引き下げについて、限られた財源の中から精いっぱい値下げをさせていただいたものである。第3保育所給食業務の一部民間委託の実施については、町行政を預かる者として、行財政の安定化とサービスの維持向上を図るためのものであり、内容については、あくまでも、保育所業務全体の中の限定的・部分的な「業務委託」である。府営水と地下水の在り方については、現在、水道事業懇談会においてご議論をいただいているところであり、今後、効率的な施設の在り方についてご提言いただけるものと考えている。

【広域化や合併等について】
問 町長は、大山崎町をどこに導こうとしているのか。広域化、合併等の将来構想について、お示しをいただきたい。

答 まずは、持続可能な財政運営の確立が最優先であると認識している。そのためには、この度の「(仮称) 新行財政改革プラン」の策定、推進が不可欠であり、ただいま骨子案を作成したところである。今後、策定したプランに基づき、健全財政を基盤とした、町政運営を推進していく中で、広域化による更なる行政効率のアップを図っていくことは避けて通れないと認

識している。また、あくまでも、相手先や本町住民の意識との関係もあるが、種々の広域化の延長線上において、合併も視野に入れるべきものと考えている。

【「事業仕分け(外部評価委員会)」、並びに「(仮称) 新行財政改革プラン」について】
問 「事業仕分け(外部評価

委員会)」設置の意義について。また、「(仮称) 新行財政改革プラン」との関わり方について、詳しくご説明をいただきたい。

北村 吉史議員

問 法人税の現状と来年度予測について
答 来年度は本年度当初予算額に対して、約10%減収の見込み

答 「(仮称) 新行財政改革プラン」は、住民生活の暮らしにおける安全・安心を確保するとともに、歳入に見合った歳出とするバランスの取れた財政運営

年同月比108.43%で、額にして232万3千円の増となっているが、法人税割は前年同月比42.71%で、額にして4,816万9,900円の減となっている。このような現状から、本年度の決算見込調定額については、前年度の決算額約2億円に対して、約8千万円減収の1億2千万円程度になるものと見込んでいる。そこで、来年度の法人町民税については、本年度当初予算額1億3,567万円に対して、約10%程度は減収するものと見込んでいるところである(2)本町にとって

増による税収の増を図ること、重要な施策であると考えている(3)今後、住民の皆さんの建て替えについての意向調査や、考えられる課題や問題点の洗い出しについて、町としても取り

【スポーツ施設としての名神高架下、及び第二外環状道路高架下の有効利用について】
問 本町スポーツ団体は様々あり、休日の施設使用団体は大変多いが、本年7月からの両小学校の耐震工事のため、団体の練習量は全体的に大きく減少した。そこで、かねてより河川敷公園の多目的グラウンド化を過

を推進することを目指している。「事務事業外部評価」はこのプランに謳われている真に必要な行政サービスの選択と集中を住民の目線で行うものであり、この意味では、「事務事業外部評価」はこのプランの一部を先取りして実施するものである。

去から提案してきたが、名神高架下と第二外環状道路高架下を有効利用し、球技ができる多目的のスペースとして整備をお願いしたい。

答 現在、京都第二外環状道路高架下、及び中学校前の多目的広場の一部を含めた大山崎町ジャンクション接続部における土地利用について、住民代表によるワークショップを開催して、公園基本計画案の策定について議論していただいている。

この中では、「道・水・緑が一体となり歴史を感じさせる新拠点づくり」を基本理念として、公園利用部分とスポーツ広場部分に分け、このうち、スポーツ広場部分においては、球技使用も可能な土地利用計画も可能と考えているところである。ワークショップの議論がまとまり具体化する段階においては、その内容をお示しして整備に取り掛かっていきたい。

その他、「就任2年目を迎えるにあたり、町長の指導力の発揮と、2年目の抱負」についての質問がありました。



2常任委員会が管外視察研修

建設上下水道文教常任委員会が11月7日、8日、総務産業厚生常任委員会が11月21日、22日にそれぞれ管外視察研修を行いました。

建設上下水道文教常任委員会

建設上下水道文教常任委員会は、東京都多摩市に「団地の建て替え」について、東京都武蔵野市に「まちづくり条例」について、行政視察を行いました。



東京都多摩市



東京都武蔵野市

総務産業厚生常任委員会

総務産業厚生常任委員会は、石川県津幡町に「町営バス・福祉バス事業」について、石川県野々市市に「コミュニティバス事業」について、行政視察を行いました。



石川県津幡町



石川県野々市市

町議会に請願・陳情をされる方へ

町政に関して要望がある場合は、だれでも町議会に請願・陳情することができます。

請願・陳情とも提出する際の書式は特に定めたものではありませんが、左記の様式例を参考に必要事項を記入し、提出して下さい。

◎ 注意事項

【請願・陳情共通】

☆日本語で記載したA4版左横

書き文書で提出して下さい。

☆請願・陳情の内容を示す表題

を付け、請願・陳情の趣旨及び理由、請願・陳情の項目・

内容を記載して下さい。

☆案件が異なる2つ以上の場合
は、1件1部として提出して
下さい。

☆内容が多岐になる場合は、項目別に整理して記載して下さい。

☆提出年月日、請願・陳情者の

住所・氏名（押印）・電話番号

(団体等の場合は団体の所在地・団体名・団体の代表者名)

(押印)・電話番号を記載して下さい。

☆請願・陳情者が複数の場合は、

必ず代表者の住所・氏名（押印）・電話番号を記載し、代表者以外の方を同時に記載しきれない場合は「ほか○人」とし、代表者以外の方は別葉に

同様に記載して下さい。

☆資料を添付する場合は、図面、略

[illegible]

注) ・用紙はA4判、左横書き。
・資料を添付する場合は図面など請願(陳情)事項に直接関係するもののみ。
・新聞記事、個人的な考え、意見等、審査上必要のないものの添付は不可。
・別業として綴じる。

図など案件に直接関係するもののみ別葉として綴じて下さい。

【請願】

☆請願は、住民の皆さんが町に
対して意見や要望を述べる方
法の一つで、法律によって保
証された制度です。

☆紹介議員としてその内容に賛成する町議会議員の署名、押印が必要です。紹介議員本人に署名、押印をもらって下さい。

【陳情】

☆陳情書については、町内在住者（町内の法人）の方からの

陳情のみが審査の対象となります。また、町内在住者（町内の法人）の方からの陳情も、事前に議会運営委員会での取り扱い方を協議し、議会で審査する場合と、審査はせずに議員への配布のみに止める場合があります。また、協議の結果、陳情内容、書式等に不備不具合があると認められる場合は、提出者に返戻します。

☆紹介議員は不要です
☆要望書等は審査の対象になりません。

議会の傍聴におこしください

町議会では、皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。
皆さんが選んだ議員の活動や町政の動きを知るためにも、ぜひ傍聴にお越しください。

第1回定例会を開催中です（日程は1面）